

平成 25 年第1回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成25年5月10日 開 議 午前9時30分

	大岡議長	おはようございます。 執行部、企画政策課長 高嶋一博君所用のため、課長補佐 細原敬弘君が出席しておりますので、御報告します。 ただいまの出席議員は15名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	皆さん、おはようございます。 新緑がまばゆい、一年で一番過ごしやすい季節になりました。本日、平成25年第1回まんのう町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、御参集をいただきましてありがとうございます。 本臨時議会で上程させていただいておりますのは、議案3件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
	大岡議長	ただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。
	青野議会事務局長	それでは、御報告申し上げます。 町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。 次に、町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案2件を受理いたしました。 次に、去る4月4日、谷森議員さん逝去に伴う建設経済常任委員会委員の欠員については、総務常任委員会の関洋三議員から建設経済常任委員会へ所属の変更をしたい旨の申し出がありましたので、まんのう町委員会条例第7条第2項の規定により申し出のとおり変更いたしましたので報告いたします。 次に、去る4月4日に開催されました建設経済常任委員会において、副委員長の互選が行われ、白川年男議員を選任しました旨

日程第 1	青野議会 事務局長	報告がありましたので、報告いたします。
		次に、去る 4 月 4 日 欠員となりました議会広報特別委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、白川年男議員を指名いたしました。
		以上で、報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。
		日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告をお願いします。
		議会運営委員長 藤田昌大君。
	藤田議会 運営委員長	おはようございます。
		議会運営委員会の御報告を申し上げます。
		5 月 8 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。
		一般質問の質疑回数について協議した結果、質疑回数は原則 3 回までとし、答弁が十分でない場合は議長の判断で回数が増やすことができる。今後、一般質問の通告書には、より詳しく、具体的な項目等の記入をお願いすることとなりました。その他については、質問時間 30 分以内、質問項目 3 項目以内、今までどおりとします。
		それでは、お手元に配布されております議事日程第 1 号についての御説明を申し上げます。
	日程第 1	議会運営委員会報告 議会運営委員長
	日程第 2	会議録署名議員の指名
	日程第 3	会期の決定 【本日、1 日間とします】
	日程第 4	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告 満濃中学校改築調査特別委員長
	日程第 5	満濃中学校改築調査特別委員会の廃止について
	日程第 6	議案第 1 号 専決処分の承認について(まんのう町税条例の一部改正について) 【即決】
	日程第 7	議案第 2 号 専決処分の承認について(まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について) 【即決】
	日程第 8	議案第 3 号 教育委員会委員任命の同意について 【即決】
		以上の日程で、意見の一致を見、午前 10 時 35 分に委員会を閉会いたしました。
		以上で、議会運営委員会の報告を終わります。以上です。

	大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 藤田議会 運営委員長 大岡議長 本屋敷議員	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。 委員長に質問いたします。 質問回数、一般質問の質問回数に関する報告がありましたが、去る全員協議会で質問回数を区切らずですね、30分で自由討議としていただきたいというような旨が、議員各位のほうからあつての回答だとは思いますが、そのときですね、そうだよねというお話でなっていたと思われるんですけども、それをですね、今までどおり3回で、質問を区切りですね、その後については議長裁量によるというようなですね、議会として、議員の制限をかけるというようなところを除けないかというお話をしとるときにですね、なぜ従前に近い形をとったのかと、そのあたりの説明をお願いします。 10 番 藤田君。 本屋敷議員のですね、質問にお答えしたいと思います。 十分わかっているつもりであります、あとのですね、質問項目の通告書にありますようにですね、通告書をもっときちっとしていただきたいと、そういうものを含めながらですね、それをやれば、質問回数が3回でも終わる可能性はあるんじゃないかという判断をしました。 そして、もう1つはですね、答弁が十分でない場合は、議長の判断により回数を増やすことができるという部分があります。これ、議長判断について、議長のですね、主導性の問題でありますけれども、議長が必要であれば認めることは、これ回数の制限はしてません。ですから、その回答によってできるようにしますので、今までやったら、議長がですね、これで3回終わりですよと言うて通告してですね、3回目のあれをしようたんですけども、それは議長は一切しないということを確認してまして、そういった中でですね、議会運営委員会ではそこまで認められるんなら、表現上ですね、議長の判断で回数を増やすことができると、そういった柔軟なですね、対応をしようということで議会運営委員会で決定しましたので、以上で報告しときます。以上です。 5 番 本屋敷君。 議長のほうがそれを一切しないということですので、そこはそういうふうに取り扱っていただけるものと思っております。そうでないときには、また、質問さしてはいただきますけれども。 それと、もう1点ですが、先ほど今ありましたように通告書をきちんと出していただきたいというような部分がありましたけれども、私も従前通告書を出していたほうなんです、その答弁に対してですね、執行部のほうからの、こちらからの1回目の答弁
--	---	--

	本屋敷議員 大岡議長 藤田議会 運営委員長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 三好議員	は返すけれども、向こうからの1回目の答弁は返って来ないと、それによってですね、質疑がかみ合わないというようなことが多々ありまして、私の場合もですね、それは見解の相違ですとかですね、そういったような部分が、執行部のほうからは検討いたしますというような形の回答で、最後終わってしまうような部分がありまして、通告書を1回目から大まかにしか出しておらないのが現状ですけれども、そのあたりをですね、もう少し執行部のほうもですね、議会側ときちんと質問で対峙するのであれば、どのような旨の質疑でありますかとかですね、そういったような部分を聞きに来るのが当然だと思うんですね。それがないうちにちゃんと出して来いと、そしてうちのほうは答えてやるけんという形に近い部分が見られる。そこは、議長であつたりですね、議会運営委員長のほうで、もう少し双方が建設的な意見が出せるようなですね、一般質問の場にしていただきたいと思いますので、そのあたりの取り計らいはしていただけるのかどうかということだけ、お聞きいたします。 10番 藤田君。 当然、本屋敷議員のですね、意見については、重々承知しておりますので、総務課長とも相談しながらですね、通告書が届いた段階でそれぞれの回答者のほうへですね、その旨を通告して、示していきながら、そしてなおかつ通告者にもそういったことを求められるような方向をですね、一応確認しておりますので、改善はされるだろうと、私は期待しております。 ただ、通告者のほうもですね、ある面の方向性はきちっと出していただいて、一番心配しているのが自分の思ってる回答と違うことが絶対出てきます。その場合の対応がですね、一番問題だろうと思いますので、それはあと議長の判断にお任せすると、こうなってます。ですから、そういった深く入ったほうがいい場合には、回数制限の中に入らないということを私も判断しておりますし、議長もそれなりの配慮をされるだろうと、そういうことを議会運営委員会では確認しておりますので、そのことについては、御承知願いたいと思います。以上で回答を終わります。 5番 本屋敷君。 そのような取り計らいをですね、議長のほうと議会運営委員会のほうでしていただけるのであればですね、そのようにしていただいてですね、議会と執行部のほうが、当然委員長が言うようにですね、意にそぐわない部分というのは出てきますけれども、当然それを私たちのほうもなぜこちらがそう思うのかというのを説明しながらしていくと、その結果、そこには至らないという部分はあるだろうと思いますので、そのように計らっていただけるようよろしくお願い申し上げて、終わりとさせていただきます。 11番 三好勝利君。 今、本屋敷議員がすばらしい質問をされましたけど、我々もやっぱり同感であって、やはり受ける側は詳細に書けばわかると思います。我々はいつも言うように、議員の場合は初当選で初日から議場に入れます。でも、執行部の方は最低15年、20年とい
--	--	---

	三好議員	うキャリアを積まないところには座れないはずですよ。そういう者が我々が言うところに対して答弁ができないというのは職務の怠慢ですよ。それを私は常に言うところですよ。だから、ベラベラベラベラ文章を書けと、書いて読むんだったら、誰が書いたかわからんでしょうが。筆跡鑑定せん限り、今頃ワープロです。誰が書いたかわからんです。言葉で言うのは本人が言うところですよ。私はそれを言うところですよ。それを議運で決めたんやったら、それでいいでしょう。ですが、私はやっぱりそれは貫かしてもらいます。いつも言うように、何行しか書いておりません。全て考えておる。毎日考えております。そのことを、やはり町の将来に向けて、過去、現在、未来ということに対して質問しとるわけですから。できないもんはできない、ようやらないもんはやらない。予算が足りないものは足りない。やる気が無いと、そういうように全然夢にも思ったことないというんやったら、そういう答弁でいいじゃないですか。それを結局ぶつけるんがこの本会議のあれでしょうが。何制約するんですか。3回の制約やったら、ええでしょうが、たった30分じゃがな。1時間か2時間欲しいがな、本当やったら。ほんでいつも時間が急ぐ、急ぐ。急ぐんだったら、3日でも、4日でも日にちを延ばしたらええんですよ、議場は。だらだらだらだらやるって、だらだらだらだら、内容によりけりですよ。だからそれはやっぱり、議運で決めた。議運はというメンバーで決めたんでしょう。決めたんはいいですけどね、やはり最後には議長というのが裁量権持っただから、この議場は。ストップかけるんだったら、かける。かけるなりの理由を言うてもらいたい。ですから、我々は地域の意見を集約して、個人的な感情で物を言うてんでないんですから。そのへんは十分わかってもらいたい。町長にしても、それでわからなかったら、補佐の課長がおるわけですから。専属の課長が。さっきも言うたでしょう。職員採用されてね。 ズズズズ言うな。横で。人が言うとき、ズズズズズズズズズズ言うな。 ね、はっきり言うてそうでしょうが。キャリアを積んで、キャリアを積んで、恐らく20年ぐらいたたんかったら、ここへ入れん。
	大岡議長	三好議員、発言中ですけども、先ほどの議会運営委員長の報告について、何かこの部分が・・・
	三好議員	これを今言いよるがな、あんた。何勘違いしとるんな。
	大岡議長	明確にお願いします。
	三好議員	明確に言いよるがな、ほんだきん。
	大岡議長	お願いします。
	三好議員	そこでトロトロトロトロおかしげになるんじゃがな。ほんで、横でまた議運の委員長がニヤニヤニヤニヤ、人が言いよるときにゴジョゴジョゴジョゴジョいらんことばかり言うな。こういうことは絶対いかんのじゃ。人が真剣に質問しよんじゃから。

		(そうじゃ。)
	三好議員	そのとおりじゃがな。どなんことや、答えんでもええがな、そなん。はっきり言うて。
		(議長、ええかげんにせんか。)
	大岡議長	三好議員・・・
		(質問と違う。)
		議運の委員長が答える、議運の委員長に対して質問をお願いします。
	三好議員	そうそうそう、今言いよるがな。それをやっぱりね、幅を持たしてくれって私が言いよん。絶対にいかんという幅を持たしてくれと。時間が制約、時間が制約、時間ばかり制約を考えてはだめじゃと私言いよんです。それに対して。
	大岡議長	10番 藤田昌大君。
	藤田委員長	質問の意図が全然わかりませんが、はっきり言いまして。全部答えてますよ、全部。
		(わからな答えんでええが、ほんだら。)
		答えんでええん、違う。あなたの質問はね、議運、委員長報告に対する質疑なんですね、ほんで、本屋敷君がどうなるんですかという質疑したでしょう。それに答えたんですよ。大綱的な質疑をですね、言われたら返事のしようがないんですよ。それについて、私、今何を答えたらええんですか。議長、ちょっと答えるあれを言うてください。私、わかりませんから。項目に何を答えるか、言うてください。
		(はい。)
		議長に聞つきょんじゃ。あんたには聞つきよらへん。
	大岡議長	11番 三好議員に質問を明確にお願いいたします。
	三好議員	私が質問したその意味がわからんのやったら、わからんで結構です。そういうのが議運の委員長やっていうのは情けないけど、仕方ありません、ね。私の言っとる意味が、これぐらいの意味が理解できんのやったら、もうちょっと考えてもらいたい。
	大岡議長	11番 三好勝利君、答弁がいらないのであれば、質疑は打ち切ります。
	三好議員	答弁、もうええ。
	大岡議長	次、他に質疑はございせんか。
		(「なし」の声あり)
		質疑なしと認めます。

日程第 2	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。
日程第 3		日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 10 番 藤田昌大君、11 番 三好勝利君を指名いたします。 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は 1 日間と決定いたしました。
日程第 4	合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	日程第 4 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。 満濃中学校改築調査特別委員会委員長 合田正夫君。 皆さん、おはようございます。 ただいまから、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。 去る 4 月 8 日、午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室において、委員 5 人出席し、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、満濃中学校改築対策室、議長同席のもと、公開にて、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業、その他についての協議をしました。 まず執行部より、利庵一級建築士立会いのもと、施設の完工検査を 3 日間かけて行い、3 月 31 日付けで施設の引渡しを受けたとの報告がありました。 また、3 月 31 日に旧校舎お別れ会が行われ、300 人近い参加者があったこと、スポーツセンターまんのうのオープニングイベントとして、ミズノビクトリークリニックが 4 月 6 日に行われ、バレーボール全日本女子監督の真鍋監督によるバレーの技術指導が中学生にあり多くの人が参加していたこと、立ち枯れたケヤキをベンチとして加工し、二脚を駐輪場北側のスクールプロムナードに記念として設置したことの報告がありました。

合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長	次に、発注促進計画について、解体工事を株式会社 村上組と株式会社 満岡組に、備品調達の一部を株式会社 グリーンパークまんのうに、それぞれ発注予定となり、これで町内企業に対する建設業務関係の発注予定金額の総計は4億7,190万円となったとの説明がありました。 委員より、地元の活性化を図るため、4億円分の下請け建設業務を町内企業に発注するように条件をつけたが、地元への経済効果をはかる上で、町内の下請け業者が再下請けに出さずに実際に工事ができた量と、その金額について調査を行う必要があるとの意見があり、執行部より、再下請けについては、委員からの意見もあり、まんでがんパートナーズに調査を依頼していたが、下請けした企業内部の話であるので、立ち入ることができないとの回答があったとの答弁がありました。 また、委員より大成建設側から初期投資段階における地域経済への配慮として提案のあった事項、例えば、作業員全員に「かりんカード」を携行させる等の約束事が守られていたのかとの質疑があり、執行部より、現場事務所にカードを備えていると聞いたが、今後追跡調査をしたいとの答弁がありました。 また、委員より、旧施設の解体時期と周知方法について質疑があり、執行部より予定では4月に事前調査を行い、5月頃から取りかかることになっており、行政告知放送で周知したいとの説明がありました。 また、委員より、旧施設の解体時に、業者側で事故等防止の意味も含め解体清祓いを行うよう要望があり、執行部より意見を伝えるとの答弁がありました。 執行部退席のあと、本特別委員会の存続について協議を行いました。 委員より、校舎・図書館等施設の建設が完成し開校にこぎつけたことから、一応の決着をみたと判断して解散してはどうかとの意見がありました。 また、委員より、まだ旧校舎棟の解体やグラウンド整備等の工事が残っており、住民から意見が出ることが予想されるので、全ての工事が完了するまで存続させるべきであるとの意見がありました。 出席委員全員から意見聴取した結果、賛否が二分されることとなったので、改めて次回特別委員会開催時に、委員全員出席のもとで協議を行い、採決をすることとし、午前10時54分に閉会しました。 去る4月19日、午前9時30分より、第1委員会室において、委員5人出席し、議長同席のもと、満濃中学校改築調査特別委員会の存廃について協議を行いました。 委員より、新校舎及び体育館等の施設整備が完了し、残工事部分の実施については軌道に乗っていると思われるので、特別委員会設置の当初の目的は達成したと考え、今後の審議を常任委員会に任せ、特別委員会を廃止してはどうかとの意見がありました。
------------------------------	---

合田満濃 中学校 改築調査 特別委員長		また、委員より、今後、二期工事である解体工事やグラウンド整備工事が行われるほかにも、モニタリング等についての審議も残っており、この時期に特別委員会を廃止するのは尚早で存続させておくべきではないかとの意見がありました。 その後、本特別委員会存廃の意向について採決を行った結果、満濃中学校改築調査特別委員会を廃止する意見が賛成多数となったので、本会議において報告することとし、午前9時45分に閉会しました。
大岡議長		以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。以上です。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。
藤田議員		10番 藤田昌大君。 10番の藤田ですが、委員長報告に対する質疑を行いたいと思います。 改築調査特別委員会ですね、任務が終わったので、解散が適当であろうという委員会報告がなされました。その中でですね、私はまだ特別委員会の機能がですね、まだ十分発揮されてないし、まだまだ校舎の解体や運動場整備、それがいろいろ残ってますので、それまで委員会は存続すべきだろうと思ってます。 そういった意味ではですね、委員長にちょっと質疑したいんですけども、6月1日に開会される図書館ですね、運営方法がどうなっているのか。それがもう全て全部解決しているから解散するんだろう、そういう意見だったんでないかと思いますので、それらについてですね、ちょっと質疑したいと思いますので、よろしくお願いします。
大岡議長 合田満中 改築調査 特別委員長		3番 合田君。 藤田議員にお答えします。 私個人の意見でなく、特別委員会で、もう学校も入っているし、図書館も6月1日からすることになっておるので、もう採決をした結果、賛成多数により委員会を廃止することと決定しましたので、私自身はそれに従います。以上です。
大岡議長 藤田議員		10番 藤田君。 例えばですね、具体的な運営の中で、図書館運営がですね、6月1日から行われるんですよね。そのへんの審議をしてどうなったかの結果だけ、ちょっと教えてください。以上です。
大岡議長 合田委員長		3番 合田君。 図書館はもう図書館の管理業者がすることになっておる。そういうことは委員会ではしておりませんが、もう開校するというの

合田満中 改築調査 特別委員長 大岡議長 藤田議員	で、一応委員会で、そのあと全員協議会で今まで2回もして、全員で、議員全体で特別委員会の責任だけでなしに、議員全体でするという全協で2回も開いておりますので、その席でいろいろと意見が出ておりますので、もうそれは、もう私として答弁させせん。もう委員会の報告のとおりであります。 10番 藤田君。 じゃあ、確認をします。6月1日の図書館運営がですね、何時何分にどうなって、どういった確認をし、運営をしながらですね、例えばリブネットがやるんでしょ。そのことがですね、どういう形態になっているかいうのを、質疑はなかったということですね。特別委員会では。
大岡議長 合田委員長 大岡議長	3番 合田正夫君。 それはありません。 他に質疑は。
本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 すみません。何点か。先ほど委員長報告のほうでも、この間、全協のところでなかったと思うんですけど、グリーンパークの話しとかですね、グリーンパークまんのうに備品を下請けで出していると、発注しているということなんですけども、これが町内業者への部分であるということで考えれば、執行部のほうからですね、発注促進計画書に基づく適正性調査業務の資料が出てきているのかが、1点。出てきているのかが1点。 あともう1つですね、執行部のほうの答弁において、下請けに関する部分ですね、立ち入ることができないという理解ができない答弁が来とんですけども、下請業法等によってですね、施行体系表は当然町のほうは出していただいとるはずなんですよね。その施行体系表は、特別委員会のほうに対して提出されているのかどうか。それさえも出せないというのであれば、出せない理由を何か執行部のほうからいただいておるのかどうかの2点お願いします。
大岡議長	議場の時計で10時15分まで休憩します。 (休憩 午前10時00分)
合田満中 特別委員長	それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午前10時15分) 3番 合田正夫君。 お待たせいたしました。本屋敷議員にお答えいたします。 グリーンパークまんのうの備品発注については、発注促進計画は出ているが、発注適正調査は出ていません。

日程第 5	合田委員長 大岡議長 本屋敷議員	下請施行体系表は執行部からは出ていません。 5 番 本屋敷崇君。 待ちました。冗談ですけども、発注促進計画書が町のほうに出てきとると、それに対して適正調査業務をしていないというのが、まずわからないのですが、それに対する説明があったのか。なかったら、なかったで結構です。 あとですね、施行体系表は出してないと。施行体系表も出していないし、3 社協議である銀行のほうからキャッシュフローがどうなっているかという資料も出てきていないという判断でよろしいですか。
	大岡議長 合田委員長 大岡議長	3 番 合田正夫君。 はい、そのとおりです。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 5 満濃中学校改築調査特別委員会の廃止についてを議題といたします。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
	藤田議員	10 番 藤田昌大君。 満濃中学校改築調査特別委員会ですね、廃止についてであります。 一応、委員会では多数決で廃止ということが決まったようでありますので、私、反対の立場で討論に参加していきたいと思えます。今、本屋敷議員なり、私の質問の中でですね、十分審議されていないということが、答弁されましたので、特別委員会の設置の方向からいきますとですね、特別委員会は特別にですね、その委員の人がその対象の部分でですね、交渉していきながら、明らかにして議会全体に報告すると、そういった任務があるわけありますので、これはできてない、できてない、いう部分のあり方、それとですね、もう 1 つはまだまだ不十分なですね、相手方との交渉、経過を聞きますとですね、十分突っ込んでしてないという部分が多々、多々でない多過ぎます。そういった部分ではですね、委員会の委員の人がやはり機能を發揮していただいて、今度の部分、増額の部分なりのですね、もっともっと突っ込まないかん部分だろうと思ってます。 それともう 1 つは委員会の構成、性質から言いますと、事業が全部完成した段階で解散するのが適当だろうと思えますけれども、図書館の部分だとか、何言うのかな、校舎の解体、運動場の整備、まだ済んでないと私は解釈してます。その中では、やっぱり委

	藤田議員 大岡議長 本屋敷議員	員会ですること多々あるでないかなと思いますので、そういった意味です、賛成された方については、僕は権利を放棄したような気がしますので、そういった立場でこの改築調査特別委員会の、廃止については、もうちょっと慎重に、やるべきでないかと。そういった中で、もっと詳しい部分が出てくるんでないかなと思いますので、期間とか、そういったことを含めたら、まだ廃止する時期ではないと、調査特別委員会の任務を完全遂行していないという形です、この時期に解散するのは、廃止については反対の立場で討論したいと思いますので、よろしくお願いします。 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。 5番 本屋敷崇君。 賛成の立場から討論させていただきます。 私自身、前特別委員会の委員長です。そのかわりからして、藤田さんがおっしゃることもわかりますが、この案件、特別委員会だけに持たすのはとても荷が重いというのが正直なところ。今までの経過を見ましても、優先交渉権者の議決、25年間の契約の議決等々ありまして、今回の付帯決議です、私自身、感じましたのは、前回、優先交渉権者、25年間の契約におきましても、それは、特別委員会が決めたことだからと、かなりですね、特別委員会に対して重い発言をされ、特別委員会が決めたことだから賛成しますというような発言をされる議員さんがたくさんいました。それをされるとですね、特別委員会としては十分には審議してまいりましたが、多くの議員さんに内情がわかっていない中で議決をしなければいけないという悶々とした気持ちがございます。 今回、付帯決議、私のほうも総務委員会として、付帯をつけさせていただきましたけれども、また合田委員長にはですね、頑張っていたきたいことも含め、議場の中でかなり質問をしてまいりました。しかしながらですね、この案件、町としては初めての案件であり、さらには複雑な仕組みの中で行っている事業であります。全ての議員さんが当然知っておくべき事業ではないかと、25年間という長い契約、約80億という多額の税金投入、これから考えてもですね、全員協議会で話されていたようにですね、全員協議会で内容を皆さんが十分に承知し、十分に吟味した上での議決をすることが望ましいと考えますので、特別委員会というものでは、というものは本来は大事なことでありますけれども、今までの現状・経過そういったものを含めまして、私たちの任期は後1年ないですけれども、その間は議会全体として取り組んでいければと、いくほうが望ましいと思いますので、賛成討論とさせていただきます。 大岡議長 2番 田岡秀俊君。 反対討論を許可します。
--	--------------------------------------	--

	田岡議員	反対の立場で討論させていただきます。 今、本屋敷議員のほうから賛成討論ありましたが、私も基本的にまだ工事は終わっていないという認識であります。来年の3月、これから解体工事、運動場、外交工事、来年の3月が完成予定ということになっております。その部分で、先ほど委員長報告のやり取りの中にもありましたけれども、まだまだ問題山積ということでもあります。この3月定例でPFI満中の件に関しましては、議会のほうで付帯決議もついております。それから、これから外部監査の報告に対するチェックも残っております。今後のモニタリングに対するチェック、そういうことも残っております。 今、本屋敷議員のほうから特別委員会だけでは荷が重いという発言ありました。私もそれには賛成する部分も当然あるんですが、常任委員会に任せる。常任委員会もこれだけ特化した部分だけでなく、さまざまな議案を審議していかなければなりません。深く審議するための特別委員会、そして、全員協議会という話もありましたが、この全員協議会というのは、法的には正式の会議ではないという位置づけであります。そこで議論することも必要だろうと思いますが、法的に正式の会議でないという場で審議をして、どういうふうな結論になるのかというのが、ちょっと少し疑問が残る点がありますので、今の時点で解散するというのは少し疑問が残るということで反対といたします。
	大岡議長	次に、賛成の討論を許可します。
	三好議員	11番 三好勝利君。
		やっぱり賛成、何事にも賛成、中間、反対という、いろんな討議がありますけど、我々もやっぱり特別委員で、本当に、ない能力をすり減らして、夜も寝られんぐらい考えて、考えていろいろ協議して、本当にメーカーに対してでも本当に失礼かなと思うような発言もしました。それはやはり、つめてやっぱり町の大きな財産でありますので、執行部も心配してます。我々議会議員さん皆さんが心配しておると思います。そういう中で、初期の目的は達成できました。 ちょっと、横でブズブズブズブズ言うのちょっと止めさしてくれんかいの。耳障りでいかんが。人がせっかく真剣に発言しよんのに。ブズブズ言うの止めさしてください、議長。隣で。
	大岡議長	議場は静粛をお願いします。
	三好議員	もうブツブツ、これやったら退場さしてくださいよ、こなの。人が真剣に言いよんのに、ええ、真剣じゃがな。な、だから結局みんな一生懸命やったと、それから地域対策も地元の議員がおって本当に奔走して、奔走して、お願いして、お願いして解決もしてきたと。だから、もうだいたい今度は安全祈願祭も終わって、学校も入学式もやって、卒業式、入学式やって、もう前向いて進んでおると。生徒に聞いてみると、非常にええ学校で、本当に嬉しいですよと、一生懸命頑張りますと。校長も言っておるし、先

日程第 6	三好議員	生も言っておる、父兄も、生徒も言っております。そういう中で、初期の目的は達成できたんでないかということで、一応、区切りをつけんかと。そういう点で、さっき本屋敷議員が言うたように、後は全員でまた協議したらえやないかと言うたら、全員協議会は法的根拠がないと。全員協議会で法的根拠がないんやったら、全員協議会は止めなさい。みんなやっぱり約束事はやっぱり文章を交わしてなくて、議員同士のモラルですから、執行部と。こんなんは法的根拠があるなかろうが、やっぱり守っていかないかんのです。全員協議会というのは。一般の会と違うんだから、議員と執行部で会議するんやから、そこで言うたあとが責任がない。ほんだら、何でも言うてええんかと、そういうふうな誤解を招くような発言はやっぱりだめです。一般の方も相当心配しており、我々も本当に心配してやってきました。やっとできました。立派な学校が。そこで下請け云々というそういう流れもありましたけど、まあ、前向いてとにかく学校が運営されとるわけですから。あとのしまいは当然わかります。来年の3月。この9月の8日にはのど自慢という、全国放映のもんも町長が努力してとってきました、ね。そういうまたオープン、引渡しの完全な式典のセレモニーも残ってます。それは全員で考えてやるべきやと私は思ひよんです。ですから、もうそろそろいいんでないかなと。
	大岡議長	それと、この改築特別委員会にかこして言うわけでないですけど、我々はこれからするのはやっぱり水の問題とか、工場の誘致問題、そういうことは・・・ いや、いっしょじゃがな、ほんだきにそういうのがあるから、もうこのへんでええじゃないかと、全て総合的に考えとんです。それをわかつとらん議員がおるから、こんなにおかしげになるんです。以上。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、満濃中学校改築調査特別委員会の廃止についてを起立により採決いたします。 本案は、委員長報告のとおり廃止することに賛成の諸君の起立を求めます。 （賛成者起立） 起立多数であります。 よって、可決されました。
		日程第 6 議案第 1 号 専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	ただいま上程いたしました議案第 1 号の専決処分、まんのう町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正す

	栗田町長 大岡議長 田岡税務課長 大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 田岡税務課長	る省令が平成25年3月30日に公布されたため、施行日が本年4月1日からとなっている改正について、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。 改正内容につきましては、税務課長より説明をさせますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。 税務課長 田岡一道君。 それでは、議案第1号の専決処分、まんのう町税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。 この税条例第54条と第131条の改正は、地方税法第343条第6項及び地方税法附則第14条などの改正に伴い、固定資産税並びに特別土地保有税の納税義務者などを改正するものであり、具体的には独立行政法人 森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等にかかる固定資産税などの納税義務者の特例措置や独立行政法人 森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産にかかる固定資産税等の非課税措置が廃止されたことによる改正でございます。 つまり、独立行政法人 森林総合研究所が計画に沿って実施していた事業のうち、この特例措置や非課税措置にかかる業務などが完了したことに伴う改正ということでございます。以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 5番 本屋敷崇君。 まずもって1点、前々から言ってるんですけども、この条例ですね、条例文を読んでですね、理解するというのはとても難しいという、読んでいけばですね、そういうことだろうなということはわかるんではありますけれどもですね、説明資料をつけてくれというようなお話はさしていただいとんですけども、ほんだらまあ、現行で、国のほうでもですね、税条例が変わったときには、図でね、説明するような概要図は作ったりするわけですよ。議会に対して議決を求めるのであれば、それぐらいのことはしていただきたいというのが1点と、後ですね、附則の部分ですね、附則の部分の説明をお願いしたいのが2点。このあたり、お願いします。 税務課長 田岡一道君。 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。 資料の提出でございますが、これは事務局サイドの不手際がございまして、当然事前に皆様方の手元に配布できていなければならなかった資料が、今日当日配布ということになってございます。これにつきましては、今後、こういうことが起こらないように
--	--	---

田岡税務課 長	本庁内全て、庁内全てでまた検討会を持ちたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
大岡議長 本屋敷議員	なお、附則の説明ということでございますが、今回のこの専決処分につきましては、あくまで施行期日が本年の４月１日からとなっているものについてのみ、この専決処分を行っているということでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。 ５番 本屋敷崇君。 すみません。こちらのほうも先ほど配っていただいた資料、見てなかったんですけども、この資料見てわかる人がどれぐらいいるのか。多分、わからんですよっていうのが１点。 それで、附則の部分ですね、附則の部分で、２ですね、平成２５年４月１日前に新法附則第１５条の９第１項に規定する耐震基準適合住宅にかかる耐震改修とか入ってますよね。これでしたら、当然附則の中に新法附則第１５条の９っていうのは、新しい改正にかかってくるという読み方ができるんですけども、私たちからすればですね、この資料、調べればわかることですが、新法附則第１５条の９という部分に、固定資産税に関する経過措置とは何の内容を書いとるのかというのが理解できないと、ね。当然そういうことになりますよね。これは多分、耐震改修した部分の減免措置だとは思いますが、そういったことがですね、この提案書を見て誰がわかるんやという話ですよ。そこらへんのほうがですね、ちょっと説明資料としては足りないし、説明として足りないんじゃないでしょうか。
大岡議長 田岡税務課 長	税務課長 田岡一道君。 確かに、ただいま本屋敷議員さんの御指摘の件、非常にこの税改正わかり辛い部分がございますので、私自身も十分納得し、また、今後検討しないといけない部分だと考えております。ただ、地方税法の改正文と併せまして、頭に改正要旨を入れてございます。そのあたりを見ていただきましたら、改正内容の主なものは理解いただけるものと考えております。 なお、ただいま指摘いただきました附則の中でうたっているものが、確かに資料としてもついてございません。今後はこういうことがないように、できるだけ資料に添付するように考えますので、何とぞよろしくお願いいたします。
大岡議長 本屋敷議員	５番 本屋敷崇君。 最後に、基本的な部分ですけども、今回の税条例の専決処分ですけども、これは基本的に国の上位条例が変わったことによる部分と。町が介入できる部分と、介入できない部分がありますけれども、介入できない部分という考え方でよろしいですね。
大岡議長 田岡税務課 長	税務課長 田岡一道君。 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。 今、本屋敷議員さんのほうから質問されましたのは、平成２３年度の税制改正大綱において、地方自治体の自主的な判断の拡大

	田岡税務課 長 大岡議長	の観点に立って、地方税法などで定められている過剰な制約を取り除き、適応の是非や程度を各地方自治体が自主的に判断、自主的な判断に基づき条例において決定できる仕組み、通称、わがまち特例というようなもののことだと思います。 今、本町の条例改正につきましては、これが含まれておりません。ただですね、この今回のこの国の地方自治法改正におきましては、1点含まれてございました。この改正につきましては、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫にかかる固定資産税等の課税標準の特例措置でございましたので、本町には該当しません。ということで、条例規定の必要がなかったということでございます。以上です。 他に質疑はありませんか。 (白川年男議員着席 午前10時36分) (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより、討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第1号 専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。
--	----------------------------	--

日程第 7	大岡議長 栗田町長 大岡議長 田岡税務課 長 大岡議長	日程第 7 議案第 2 号 専決処分の承認について、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 2 号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。 この専決処分につきましても、議案第 1 号と同様、本年 3 月 3 0 日に公布された地方税法等の改正に伴うものであり、施行日が 4 月 1 日からとなっている改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。 改正内容につきましては、税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。 税務課長 田岡一道君。 それでは、議案第 2 号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。 この国民健康保険税条例第 5 条の 2、第 7 条の 3、第 2 1 条改正は、地方税法第 7 0 3 条の 4 などの改正に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後 5 年目までの間の世帯別平等割額の 2 分の 1 を軽減する措置に加え、以降後 6 年目から 8 年目までの間においても世帯別平等割額の 4 分の 1 を軽減する措置を講ずるとともに、国民健康保険税の軽減措置にかかる基準額などの算定において、国民健康保険から後期高齢者医療移行後 5 年までの間に限り、当該移行したものを含めて算定することとしている措置を恒久化したものでございます。つまり、国民健康保険から後期高齢者医療に移行する場合について、特例措置の恒久化や軽減措置を追加することで、税額の抑制緩和を図ったものでございます。 なお、この軽減措置の追加にかかる世帯別平等割額の軽減額などについて、本年 3 月末時点で試算しますと特定継続世帯が 6 3 世帯となり、約 5 5 万円が減額になる予定でございます。以上、御審議の上、御承認賜りますよう、お願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 2 番 田岡秀俊君。
--------------	---	--

	田岡議員 大岡議長 田岡議員 大岡議長 田岡税務課長 大岡議長	はい。2番 田岡です。質問させていただきます。 今、課長のほうから、これによって影響を受ける世帯が63世帯、63万円ですか。 53万。 53万が、税収が減るという理解ですよね。これも先ほどの部分と同様で、上位法、地方税法の改正による改正で、仕方がない部分ではあるとは思いますが、一部、課長のほうの説明で後期高齢のほうに移る人がおる世帯の国保に引き続き加入する方の国保税の負担が急激に増えることのないように、一定の軽減措置を設けておるということで、5年間今まで設けておったわけで、それを6年から8年まで特定継続世帯として、またそれ以上にあれするということなんですけども、それによって、私も3月定例で一般質問、国保会計の質問したんですけども、今、医療費のほうで、まんのう町の場合、福祉保険課とか健康増進課の職員、それから保健師さん、衛生士さんのほうの努力で下がってきておるということで、25年度国保税据え置くという回答を得ておりますけれども、その部分の一部の方の恩恵をするために、来年度以降、全体の保険税が上がるんでないかという懸念があるんじゃないかと思われる節がありますので、そのあたりはどういう考えでしょうか。 税務課長 田岡一道君。 田岡議員さんの質問にお答えをいたします。 この改正による影響でございますが、実際にですね、影響額はどの程度になるかというのは、現実には見えてございません。ただ、今私が申し上げましたのは、あくまで理論算入、数値的なものを申し上げただけでございます。今年度の当初調定額並びに今後の移動等推移を見まして、もし税収自体に大きな減額等があるのであれば、福祉保険課等との協議も必要になろうかと考えております。以上です。 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。
--	---	---

	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第３号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第３号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただいま議題になっております議案第３号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第３号 教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決しました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。（三原教育長着席 午前１０時５１分） 会議を閉じます。 これにて、平成２５年第１回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前１０時５２分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成23年5月23日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--